

業庫第3号(例)

2019年2月5日

代理店 御中

日本銀行業務局

「日本銀行代理店国庫金事務取扱手続」の一部改正に関する件

支出官事務規程(昭和22年大蔵省令第94号)第11条第2項第4号に規定する外国貨幣換算率の改定に伴い、標記規程(昭和55年2月1日付国丙第2号別冊)の一部を別紙のとおり改正し、2019年4月1日から実施することとしましたので通知します。

以 上

「日本銀行代理店国庫金事務取扱手続」中一部改正

○ 国庫送金編 特殊1 2. の注意事項（右ページ）④を横線のとおり改める。

④ 「所定の外貨の種類」（送金を要する外貨とし得る外貨の種類）および「所定の換算率」（外貨額から邦貨額を算出する場合の換算率）は、次表に掲げるとおり（平成3031年4月1日から適用）。

1. アメリカ合衆国通貨	1 ドルにつき本邦通貨	<u>112</u> <u>110</u> 円
2. 英国通貨	1 スターリング・ポンドにつき本邦通貨	<u>143</u> <u>148</u> 円
3. 欧州経済通貨統合参加国通貨	1 ユーロにつき本邦通貨	<u>124</u> <u>131</u> 円
4. オーストラリア通貨	1 オーストラリア・ドルにつき本邦通貨	<u>86</u> <u>83</u> 円
5. カナダ通貨	1 カナダ・ドルにつき本邦通貨	86円
6. シンガポール通貨	1 シンガポール・ドルにつき本邦通貨	<u>80</u> <u>82</u> 円
7. スイス通貨	1 スイス・フランにつき本邦通貨	113円
8. スウェーデン通貨	1 スウェーデン・クローネにつき本邦通貨	13円
9. タイ通貨	100 バーツにつき本邦通貨	<u>326</u> <u>342</u> 円
10. 中華人民共和国（香港特別行政区）通貨	1 香港・ドルにつき本邦通貨	14円
11. デンマーク通貨	1 デンマーク・クローネにつき本邦通貨	<u>17</u> <u>18</u> 円
12. ノルウェー通貨	1 ノルウェー・クローネにつき本邦通貨	<u>13</u> <u>14</u> 円
13. ロシア通貨	100 ルーブルにつき本邦通貨	<u>190</u> <u>180</u> 円
14. アラブ首長国連邦通貨	1 ディルハムにつき本邦通貨	<u>31</u> <u>30</u> 円
15. チェコ通貨	100 コルナにつき本邦通貨	<u>469</u> <u>512</u> 円
16. ニュージーランド通貨	1 ニュージーランド・ドルにつき本邦通貨	<u>80</u> <u>77</u> 円
17. サウジアラビア通貨	1 リヤールにつき本邦通貨	<u>31</u> <u>29</u> 円